

規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第九十一号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「及び」を「又は不動産登記規則(平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに」に改める

別表の備考三を次のように改める。

三 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県との境界から熊本県及び福岡県との境界に至る直線より南側の海面をいう。

イ 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線

ロ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線

ハ 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線

ニ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線

様式第五号中「あて先」を「宛先」に、
「生年月日 年 月 日生」を
「電話番号 () 」に改める。

「電話番号 () 」に改める。
様式第七号中「あて先」を「宛先」に、
「生年月日 年 月 日生」を
「電話番号 () 」に改める。

「電話番号 () 」に改める。同様式中の「及び」を「又は不動産登記規則第247条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに」に改める。

様式第八号から様式第十四号までの規定中「あて先」を「宛先」に、
「生年月日 年 月 日生」を
「電話番号 () 」に改める。

年 月 日生 を「電話番号 () 」に改める。
附 則

この規則は、公布の日から施行する。